

## 団体信用生命保険がん保障特約における 保険金等支払関係の主な規定内容（抜粋）

（注）本内容は、保険金等のご請求やお支払いに関するお客さまのご理解をサポートするための一助として、掲記約款のなかから、保険金等のご請求やお支払いに関する主な規定を抜粋したものです。（当該約款の全ての規定を記載しているものではありません。）

### この特約の趣旨

この特約は、団体信用生命保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加し、信用供与機関である債権者または信用保証機関が、債務者および連帯保証人の悪性新生物<sup>りがん</sup>に際し支払われるがん保険金をもってその債務者および連帯保証人に対する賦払債権の回収を確実にを行い、また債務者および連帯保証人の賦払債務償還中の生計の安定を図ることを目的とするものです。

### 第11条（がん保険金の支払）

- ① 当社は、この特約の被保険者が、協議により定めたその被保険者についてのこの特約の保険期間中に、別表に定める悪性新生物（以下「悪性新生物」といいます。）に罹患<sup>りかん</sup>したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。）は、所定のがん保険金を主契約の保険金受取人に支払います。この場合、その被保険者の特約の責任開始日（復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始の時。以下同じ。）前に悪性新生物に罹患<sup>りかん</sup>したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されていないことを要します。
- ② 前項の規定にかかわらず、その被保険者が特約の責任開始日からその日を含めて90日（以下本項において「90日」といいます。）以内に悪性新生物と診断確定された場合（90日以内に診断確定された悪性新生物の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）には、がん保険金は支払いません。
- ③ 第1項の規定によりがん保険金が支払われた場合には、主契約およびこの特約のその被保険者に対する部分は、その被保険者が第1項の支払事由に該当した時に消滅します。

### 第12条（がん保険金の請求手続）

- ① 保険契約者は、前条に定めるがん保険金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに当会社に通知してください。
- ② 主契約の保険金受取人は、この特約の被保険者ががん保険金の支払事由に該当したことを知った日から起算して2か月以内に、当会社に次の書類を提出してがん保険金を請求してください。ただし、正当の事由があれば、2か月以内に提出できなくてもさしつかえありません。
  1. 当社所定のがん保険金支払請求書
  2. 当社所定の様式による医師の診断書
  3. その被保険者の住民票
- ③ 当社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ④ 主約款の規定によって死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、以後当社はこの特約のその被保険者についてがん保険金を支払いません。また、この特約の規定によってがん保険金が支払われた場合には、以後当社はその被保険者について死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。

### 第14条（がん保険金の支払の時期および場所）

がん保険金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

### 第15条（特約の責任開始日前に悪性新生物と診断確定されていた場合の取扱）

- ① この特約の被保険者がこの特約の責任開始日の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合には、保険契約者またはその被保険者がその事実を知っていたか否かにかかわらず、この特約のその被保険者に対する部分は無効とします。この場合、その被保険者については、主契約のみに加入した被保険者の集団に属する者として、主約款に定めるところにより取り扱います。
- ② 前項の場合、この特約の被保険者が悪性新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者またはその被保険者が知っていたか否かに応じて、次の各号に定めるところにより取り扱います。
  1. 保険契約者およびその被保険者がその事実を知らなかったときは、その被保険者が主契約のみに加入した被保険

者の集団に属していたものとして、その被保険者の保険料を再計算し、すでに払い込まれた保険料との差額を保険契約者に払い戻します。ただし、協議により、別段の定めがある場合はこの限りではありません。

2. 保険契約者またはその被保険者がその事実を知っていたときは、払い戻す金額はありません。

#### 第16条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者が、故意または重大な過失によって、第5条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってその告知を求めた事項の内容に応じてこの特約またはこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ② この特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第5条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ③ がん保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前2項の規定によってこの特約またはこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合にはがん保険金を支払いません。また、すでにがん保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者または保険金受取人が、被保険者のがん保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当社は、がん保険金を支払います。
- ⑤ 次の各号のいずれかの場合には、当社は、第1項または第2項に定める解除をすることはできません。
  1. この特約の締結またはこの特約の被保険者となる際に、当社が解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
  2. 保険媒介者が、保険契約者またはこの特約のその被保険者が第5条に定める告知をすることを妨げたとき
  3. 保険媒介者が、保険契約者またはこの特約のその被保険者に対し、第5条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ⑥ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはこの特約のその被保険者が第5条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑦ 本条の解除権は、次の各号のいずれかの場合には消滅します。
  1. 当社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月以内に解除しなかったとき
  2. この特約の締結日またはその被保険者の特約の責任開始日から起算して2年を超えて継続したとき。ただし、この特約の締結日またはその被保険者の特約の責任開始日から起算して2年以内に解除の原因となる事実によりがん保険金の支払事由が生じているときを除きます。

#### 第17条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

#### 第25条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 別表 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる悪性新生物の定義

厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの	
／3	・・・悪性、原発部位
／6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

表2 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00-C 14
消化器の悪性新生物	C 15-C 26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30-C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40-C 41

分類項目	基本分類コード
皮膚の悪性黒色腫	C 43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45-C 49
乳房の悪性新生物	C 50
女性生殖器の悪性新生物	C 51-C 58
男性生殖器の悪性新生物	C 60-C 63
腎尿路の悪性新生物	C 64-C 68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69-C 72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73-C 75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76-C 80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81-C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
真正赤血球増加症<多血症>	D 45
骨髄異形成症候群	D 46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、 慢性骨髄増殖性疾患	D 47. 1
本態性（出血性）血小板血症	D 47. 3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、 ランゲルハンス細胞組織球症	D 76. 0